



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二  
( J A S D A Q ・ コード 4 3 1 1 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 小寺 健治  
電話番号 0 3 - 5 4 2 8 - 8 8 3 0

## 取締役の報酬改定及びストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 361 条第 1 項の規定に基づき、取締役の報酬改訂に関して、及び会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領で新株予約権を発行することについて、下記のとおり、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 【議案の内容】

現在の取締役の報酬等に関しましては、平成 14 年 1 月 30 日開催の第 10 回定時株主総会において、年額 1 億 5 千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない）とご承認いただき今日に至っております。

従来、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を付与する場合には、株主総会における特別決議によりご承認を賜ってまいりましたが、平成 18 年 5 月 1 日施行の会社法におきましては、取締役に対して付与するストックオプションとしての新株予約権も取締役の報酬等に含まれることとなりました。

会社法施行に伴い、当該取締役の報酬等とは別枠で、以下の要領にてストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額として、年額 2 千万円を上限として付与することといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は 6 名ですが、第 3 号議案（取締役選任）を原案どおりご承認いただきますと、取締役は 6 名となります。

1. 取締役の報酬等として新株予約権を付与することを相当とする理由  
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の長期的な企業価値の増大及び社会的信頼性の向上を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社取締役（以下、「新株予約権者」という。）
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
当社普通株式 120 株を 1 年間の上限とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使して

いない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

取締役に対して120個を1年間の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株。ただし、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記(2)同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を発行価額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.10を乗じた金額(1円未満の端数は切上げる。)とする。

ただし、その金額が新株予約権の割当日の前日の終値(取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、前記(5)に基づき算出された出資される財産の価額に2分の1を乗じた額(1円未満の端数は切上げる。)とし、残額は資本準備金とする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役の地位にあることを要する  
ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合は、この限りではない。

- ② その他権利行使の条件は、本定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上